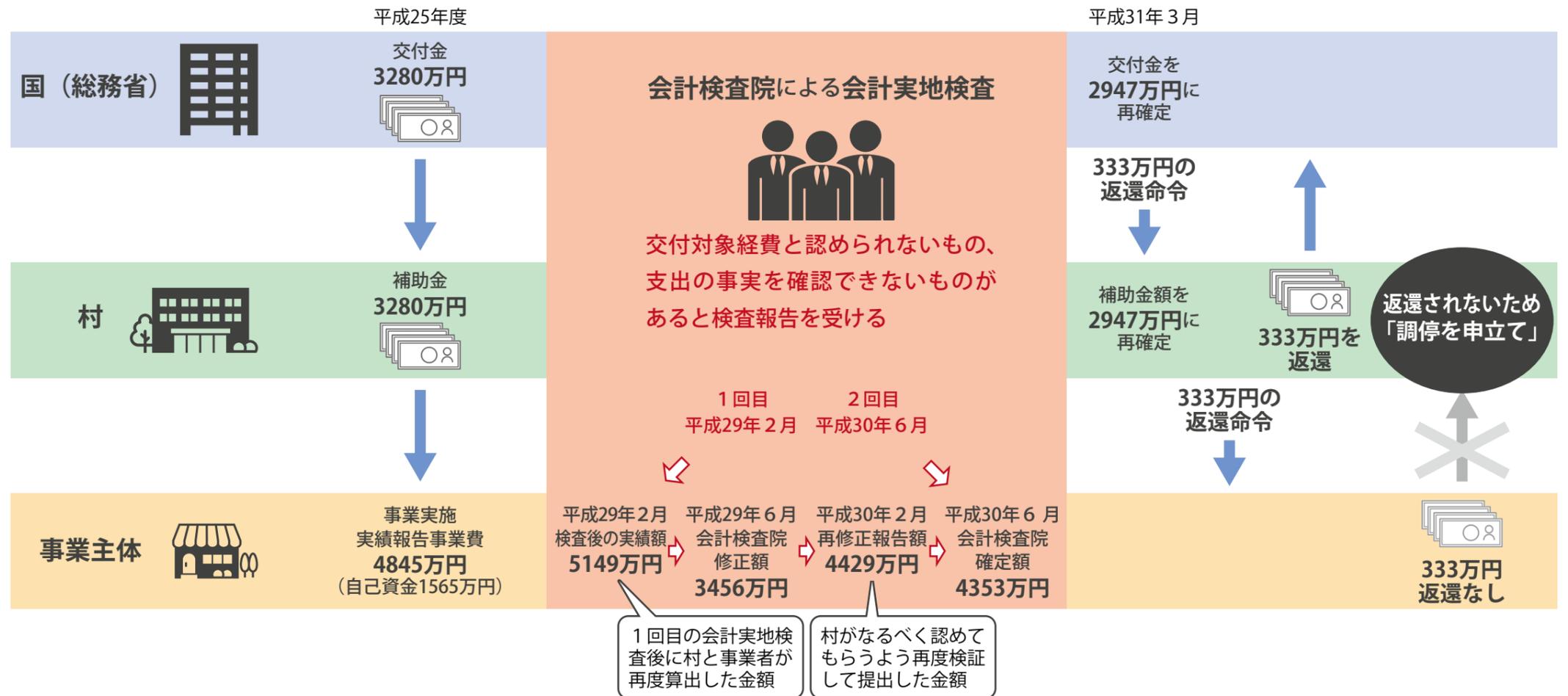


返還されていない333万円の支払いを求め調停を申立て

付託されました調停の申立てについて、審査を行った結果、全員賛成で可決しました。

調停の相手方	所在地： 群馬県高崎市本町38番地 会社名： 有限会社 鈴京
申立ての趣旨	(1) 相手方は、榛東村に対して333万円を支払え (2) 調停費用は相手方の負担とする
申立ての理由	村が相手方に対して交付した榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造事業費補助金について、会計検査院による会計実地検査が行われ、その交付金額が過大であったことが明らかとなったため、適正な金額との差額333万円を相手方に返還請求したものの、相手方はこれに応じず、この差額を法律上の原因なく不当に利得していることから、その返還を求めて調停を申立てるものである。



教えてしんとうちゃん!

なぜ、補助金333万円の返還命令と調停の申立てをしたの。

榛東村補助金等交付規則というのがあって、それに沿って返還命令をしました。調停の申立ては、地方自治法に基づいた措置です。

答 八州高原地域力向上委員会と（有）鈴京の関係を説明してください。
住民生活課長 事務局は（有）鈴京と榛東村役場総務課の自然エネルギー推進対策室です。社長が事務局長で事務局兼コーディネーターが当時の村職員の方です。

問 説明でいかにこの事務処理が不適切であったか、理解できました。榛東村エネルギー・地域力循環創造事業の中に出てくる
答 住民生活課長 ○×印等がある表は補助対象外の接待交際費や領収書・明細書が無いなどで何度も提出し直して、平成30年6月22日時点で会計検査院から確定として示されたものです。

問 検査結果一覧表に×と○もあります。これらを考慮して333万円の返還金が出たと理解していいですか。
答 住民生活課長 ○×印等がある表は補助対象外の接待交際費や領収書・明細書が無いなどで何度も提出し直して、平成30年6月22日時点で会計検査院から確定として示されたものです。

問 検査結果一覧表にある×のところは会計検査院に認められなかったということですか。
答 住民生活課長 会計検査員が実績報告については大変ずさんであり、全額（3280万円）取り消しでもよい案件だと指摘されました。

問 実績報告は不適切だったのか
答 住民生活課長 検査結果一覧表にある×のところは会計検査院に認められなかったということですか。

委員会では、詳細な審議を行うため、返還金333万円の内訳と経緯がわかる資料及び、この補助金の交付要綱の資料請求を行いました。村より提出のあった、以上の資料を基に質議をしました。

村の返還請求に応じないため申立て